

平成27年12月11日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成27年第4回松島町議会定例会会議録(第1号)

出席議員(13名)

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	(欠番)
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長 兼まちづくり支援班長 兼震災復興対策室長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	赤間隆之君
震災復興対策監	小松良一君

建設課参事	赤間春夫君
総務課参事兼 総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
教育課参事兼 学校教育班長	児玉藤子君
監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部友希

議事日程 (第1号)

平成27年12月11日(金曜日) 午前10時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 12月11日から12月16日まで6日間
- 〃 第 3 諸般の報告
- 〃 第 4 第1常任委員会の所管事務調査報告について
- 〃 第 5 第2常任委員会の所管事務調査報告について
- 〃 第 6 常任委員会の選任
- 〃 第 7 議長の常任委員の辞任
- 〃 第 8 議会運営委員の選任
- 〃 第 9 議会広報発行対策特別委員会委員の選任
- 〃 第10 請願第 1号 松島町の観光振興対策に関する請願について
- 〃 第11 請願第 2号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願について
- 〃 第12 陳情第 2号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情について
- 〃 第13 議案第127号 松島町個人番号の利用に関する条例の制定について (提案説

明)

- 〃 第 1 4 議案第 1 2 8 号 松島町いじめ防止対策推進条例の制定について (提案説明)
- 〃 第 1 5 議案第 1 3 0 号 松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 〃 第 1 6 議案第 1 3 1 号 松島町介護保険条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 1 7 議案第 1 3 2 号 新行政不服審査法の第三者機関の事務の委託に関する協議につ
いて (提案説明)
- 〃 第 1 8 議案第 1 3 3 号 権利の放棄について (提案説明)
【学校給食費 2 2 件】
- 〃 第 1 9 議案第 1 3 4 号 権利の放棄について (提案説明)
【奨学金貸付金 2 件】
- 〃 第 2 0 議案第 1 3 5 号 指定管理者の指定について (提案説明)
**【松島町運動公園：管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニ
スコート等施設】**
- 〃 第 2 1 議案第 1 3 6 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【松島町運動公園：温水プール施設】
- 〃 第 2 2 議案第 1 3 7 号 工事委託に関する協定の締結について (提案説明)
【松島町浄化センター長寿命化改築工事委託】
- 〃 第 2 3 議案第 1 3 8 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【石田沢地区防災まちづくり拠点施設他建設工事】
- 〃 第 2 4 議案第 1 3 9 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【緑松会館避難施設大規模改修工事】
- 〃 第 2 5 議案第 1 4 0 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【磯崎漁港漁具倉庫建設工事】
- 〃 第 2 6 議案第 1 4 1 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【町道磯崎・高城線外避難道路整備工事】
- 〃 第 2 7 議案第 1 4 2 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【町道上竹谷高城線外避難道路整備工事】
- 〃 第 2 8 議案第 1 4 3 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【蛇ヶ崎排水区雨水管渠築造工事】

- 〓 第 2 9 議案第 1 4 4 号 平成 2 7 年度松島町一般会計補正予算（第 5 号）について（提案説明）
 - 〓 第 3 0 議案第 1 4 5 号 平成 2 7 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
 - 〓 第 3 1 議案第 1 4 6 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
 - 〓 第 3 2 議案第 1 4 7 号 平成 2 7 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
 - 〓 第 3 3 議案第 1 4 8 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
 - 〓 第 3 4 議員提案第 6 号 松島町議会会議規則の一部改正について（提案説明）
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、去る12月1日付で執行部の職員の人事異動による職員紹介をしたい旨の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

副町長から紹介をお願いします。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 改めまして、おはようございます。

12月1日で職員の異動をしておりますので、紹介させていただきます。

まず私の隣、皆さんから向かって右手になりますが、亀井 純総務課長であります。

○総務課長（亀井 純君） どうぞよろしくお願いします。

○副町長（熊谷清一君） それから私の後ろになりますけれども、千葉繁雄企画調整課長であります。

○企画調整課長兼企画調整班長兼まちづくり支援班長兼震災復興対策室長（千葉繁雄君） どうぞよろしくお願いします。

○副町長（熊谷清一君） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 平成27年度第4回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、9番太齋雅一議員、10番色川晴夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの6日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、会期は12月16日までの6日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（片山正弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いします。町長。

○町長（櫻井公一君） 改めて、おはようございます。

本日第4回松島町議会定例会を開催するに当たり、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、議会定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、条例制定等が4件、その他の議案が12件、平成27年度補正予算が5件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成27年9月25日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月25日に第3回松島町議会定例会を招集し、10月9日までの会期において松島町個人情報保護条例の制定、補正予算及び各種会計決算認定等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

10月2日には、宮城黒川地方町村会理事会総会が開催され、役員の異動による改選に伴い、会長に赤間正幸大郷町長、副会長に松島町長、幹事に寺澤 薫七ヶ浜町長が選任されました。なお、任期は平成27年10月5日から平成29年5月25日までとなっております。また推薦により、松島町長が宮城県国民健康保険団体連合会理事に就任しております。任期は、前任の残任期間である平成28年3月31日までとなっております。

10月11日には、「がんばろう東北！第39回松島ハーフマラソン大会」が開催され、約6,800人のランナーが秋の松島を走り抜けました。

10月16日には、第3回松島町総合計画審議会を開催し、松島町長期総合計画素案について説明し、ご意見等をいただきました。

10月31日から11月1日にかけて、「松島町文化観光交流館祭」が開催され、各種団体の作品展示や町民の方による舞踊や民謡などが披露されました。

また、11月1日には「2015松島産業まつり」が開催され、町内外から多くの方が来場し、町内産の地場産品が出店され旬の松島の味覚を満喫しておりました。

11月5日には、第4回松島水族館跡地活用検討委員会を開催し、委員会からの答申以降の経

過についてご報告し、ご意見等をいただきました。

11月12日には、「第2回松島町総合教育会議」を開催し、松島町教育大綱（案）等について説明し、ご意見等をいただきました。

11月18日には、NHKホールにて全国町村長大会が開催され、その後宮城県選出国會議員に対する要望活動を行っております。

11月25日には、第4回松島町議会臨時会を招集し、1級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事に係る工事請負契約の締結についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

同日、議会全員協議会において、松島町長期総合計画素案について報告させていただきました。

11月26日から27日には、行政区長移動研修会を実施し、埼玉県滑川町行政区長会と意見交換等を行いました。

11月28日には、松島町長期総合計画シンポジウムを来場者約250人の参加のもと開催いたしました。シンポジウムでは、スポーツジャーナリストの中西哲生さんの基調講演、長期総合計画の概要説明及び各分野の代表者によるパネルディスカッションが行われ、今後のまちづくりについて考えるよい機会となりました。

12月9日には、河北新報社松島販売所と高齢者等の見守り活動に関する協力協定を締結いたしました。この協定の締結を機に、高齢者等の孤立防止や異変の早期発見に努め、町民の安心で安全な生活を目指してまいります。

次に要望等でございますが、9月30日に内閣府（防災担当副大臣外）に対し宮城県町村会より平成27年9月関東・東北豪雨に係る被害対策に関する緊急要望書の提出を行ったほか、12月1日には宮城県知事・宮城県議会議長に対し松島水族館跡地活用に関する要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） これで、行政報告を終わります。

続いて、議長の諸報告は印刷して手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

1番、出納検査・監査についてであります。9月25日、10月21日、11月27日に例月出納検査、12月3日に平成27年度定期監査の報告をいただいております。

2番、請願・陳情・意見書等の受理は4件であります。内容は記載のとおりであります。

3番、国・県に対する要望等であります。記載のとおり、江合・鳴瀬・吉田川水系3河川の改修促進に関する要望のほか、1件をそれぞれ要望しております。

4番目、行政視察であります。10月27日に島根県議会会派民主県民クラブの議員が来庁しており、景勝地を生かした観光施策について視察をしております。

5番目、会議等であります。9月25日の平成27年第3回松島町議会定例会を含め総件数54件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

6番目、議会だよりの発行であります。12月1日にまつしま議会だより第124号が発行されております。議会広報発行対策特別委員の皆さんには、大変ご苦労さまでございました。

7番目、議員の派遣についてであります。10月9日に行政区長と議会議員との意見交換会が開催され、議員13名を派遣しております。また、11月13日に開催されました宮城黒川町村議会表彰式並びに議員研修に議員9名を派遣しております。

11月18日の宮城県町村議会広報研修会に議員3名を派遣しております。内容は、記載のとおりであります。

なお、11月7日から11月21日までの議会報告会委員の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

以上で、議長の諸報告を終わらせていただきます。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付していただきました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、9月定例会以降に開催されました一部事務組合議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会であります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 第1常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（片山正弘君） 日程第4、第1常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

第1常任委員会から、本町の6次産業化の推進についての報告を求めます。7番高橋幸彦委員長。

○7番（高橋幸彦君） 第1常任委員会の所管事務調査の報告書を朗読させていただきます。

1、調査事件。

本町の6次産業化の推進について。

2、調査期日、場所は平成26年4月21日から平成27年11月16日まで、記載のとおりでございます。

出席委員は、澁谷秀夫委員ほか6名、記載のとおりでございます。

4、調査内容。

当委員会は、当初平成26年3月から「本町の6次産業化の推進について」を所管事務調査として、平成26年12月議会定例会を調査期限として調査を行ってきたが、調査未了のため平成26年12月議会に所管事務調査の中間報告書を提出し、今後の課題・取り組みとしてもう1年調査を継続することになった。

平成27年2月26日に、その後のみやぎ生協とJA仙台との話し合いや町のかかわりを委員の方々に報告した。JA仙台の関係者から、直接経営等を聞く必要があるとの結論に達し、4月20日にJA仙台営農部長、松島支店長、東部営農センター長から、これまでのみやぎ生協とJA仙台との話し合いの内容を聞いた。それによれば、まず「松島・夢・農業農村活性化推進協議会加工物産流通部会（以下加工物産流通部会と言います）」が事業主体となって、本町生産物の6次産業化を進める。場所は、みやぎ生協松島店を借用し、その契約は3者で行う予定であり、面積は松島店1階の約半分とのことであった。

今後の課題としては、「加工・物産・流通部会」が経理・決算（収支）・販売についてほとんど経験がないため、「あすファーム松島」と共同で運営・販売を行うことも考えられる。また、事業計画等については仙台農業改良普及センター・町・JA仙台の3者が協力して作成し、6次産業化の補助金等を受けられるようにし、さらに加工品目をふやしていきたいとのことであった。

5、調査の結果。

平成27年4月20日以降にみやぎ生協とJA仙台との話し合いは二転三転し、11月中旬にみやぎ生協が松島店に薬品売り場を開店し、その残りの約63坪をJA仙台が借用することで決定した。2年間の調査によって、我が町の6次産業化の推進については、「松島・夢・農業農村活性化推進協議会加工物産流通部会」が、平成26年3月8日に解散した「愛・らんど松島加工部会」にかわり主体となることが明確になった。これまで以上に町やJA仙台が協力し、みそ・漬物・紅爵カボチャ・タケノコ等の加工品を販売し、また惣菜やもち加工・ジャム・納豆等の新しい商品も開発して、ぜひ我が町の6次産業化を推進していくよう望みます。

まとめとして、本町の6次産業化は再スタートラインに立った状態である。これまでの調査

や現地先進地視察で感じたように、成功事例では6次産業化のコーディネーター、専門職が中心となって事業を進めていました。明治大学農学部教授の小田切徳美氏が、その著書「農山村は消滅しない」の中で「これからの行政の役割は『補助金』ではなく、『補助人』である」と言っているように、我が町においても地域産業に精通する専門職員の配置とともに、職員育成が必要である。

また、6次産業化の推進には「女性の力」が欠かせないことは、各地の視察地において明白であった。まさに女性が中心とならなければ、成功しないのではないかとと思われるほどであります。特に、山口県萩市の「萩・むつみの恵」においては、15人の女性（平均年齢64歳）が1人5万円の出資金で「企業組合むつみ・キッチンばあ〜ば」を結成し、経営を行っています。営業内容は、農林水産物直売・加工・レストランと弁当製造販売であり、ことしの時給は200円台であります。来年は300円台にしたいとのことでありました。このような事例は、我が町においても参考にすべきことでもあります。

また、広島県世羅町が地元高校との連携で商品開発を行ったように、松島高校観光課とも連携して町独自の商品を開発し、販売できるような取り組みも必要である。さらに、ふえる一方の遊休農地対策として、イチゴなどの観光農園やいわゆる市民農園等の整備も6次産業化にとって有益な施策であり、ぜひ実現していただきたいと思えます。

最後に、我が松島町はホテル・旅館・土産店・レストランなど他の市町村にはない恵まれた環境下にあり、1日の交流人口が多い町です。しかしその長所を、これまでは最大限まで生かし切れてこなかった。松島町には、他市町村にも誇れる農林水産物があるので、再スタートラインに立ったという自覚を持って、より一層6次産業化を進めなければならない。議会としても応援していくべきである。以上です。

○議長（片山正弘君） 報告が終わりました。

報告について質疑があれば、受けたいと思えます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、第1常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

ここで傍聴の申し入れがございましたので、ご報告させていただきます。多賀城-----
-----でございます。

日程第5 第2常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（片山正弘君） 日程第5、第2常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします

す。

第2 常任委員会から、子育て・教育総合支援についての報告を求めます。

5 番後藤良郎委員長。

○5 番（後藤良郎君） 5 番後藤でございます。

少し報告が長くなるかと思えますけれども、皆さんご容赦願います。

それでは、第2 常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

1 番、調査事件。

子育て・教育の総合支援について。

2、審査期日、場所。

平成26年12月16日から平成27年11月25日まで、19日間行いました。記載のとおりであります。

出席委員は、小幡公雄委員ほか記載のとおりであります。

4、調査の概要であります。

本町は人口減少が続く一方、年間の出生数は70人程度（平成26年度は66人）にまで落ち込む状況になっている。町の定住人口の増加や若い人に住んでもらえるまちづくりの一環として、子育てしやすい環境や教育環境の充実が今こそ求められているところであります。

これまで、子ども医療費の助成拡大や児童館建設などの施策が行われてきておりますが、議会の提言によるところが大きかったものと考えます。しかし、平成27年4月より新たに「子育て支援制度」がスタートし、教育委員会制度も大きく変化してきております。

第2 常任委員会では、これらを踏まえ「子供は社会の希望であり、未来の力であり、社会の一員である」と位置づけ、町全体で子育てや教育を充実させるために、さらなる「子育て支援と学校教育等の総合支援策」を立案し、町当局に提言することで認識が一致をしました。

については、先進地視察やアンケート調査を実施する中で、委員会としての意見をまとめることにいたしました。

5、調査の内容であります。

松島町の子育て及び教育支援対策。本町における子育て支援対策は、これまで「松島エンゼルプラン」や「松島町次世代育成支援行動計画」を策定し、さまざまな施策が行われてきましたが、平成24年「子ども・子育て支援法」が制定されたことを受け、これまでの取り組みの成果を現状を踏まえた上で質の高い児童期の教育や子育て支援の充実を図る目的に、未来に向けた子供・子育ての根幹となる「松島町子ども・子育て支援事業計画」が策定をされているところであります。

また、本町の教育は「松島町教育振興基本計画」に基づき、町民として日々成長する望ましい姿、目指す姿を実現するために、「松島で生きて、松島を大切にし、豊かな心を育てる」との基本方針のもと、町民総参加型の教育振興を推進する」としております。

今、全国的にいじめ・体罰などは、現在学校を取り巻く深刻な課題であります。この課題に適切に対応するために、教育委員会制度については権限と責任を明確にし、教育委員の選定方法が見直され、その機能強化が図られているところであります。

子育てと教育に関する主な施策と現状は、次のようになっております。

1、児童館の設置。勤労青少年ホームにおいての児童館の位置づけから、平成27年4月よりB&Gプール跡地に新築し、運用されております。

2、子供医療費助成。平成27年度より入・通院とも中学校卒業まで拡大をしております。

3、児童の町民バス運賃無料化（通学利用に限る）。教育委員会で認めた松二小学区で通学距離がおおむね2キロメートル以上の児童が、全額減免になっております。また、虚弱体質の児童も認められております。

4、留守家庭児童学級。平成27年度より小学校4年生までが、6年生まで拡大されております。

5、小児医療及び救急医療体制の充実。救急医療に関しては、塩釜医師会の協力を得ながら行い、夜間及び休日診療は松島病院に依頼をしている状態であります。

次に、先進自治体の取り組み。

福岡県大刀洗町（平成27年7月）。

児童福祉と学校教育の一元化について。

庁舎内に子ども課を設置し、乳幼児から青少年期までの一元化した子ども行政を行い、子供を中心とした多様な支援体制の強化を図ってまいりました。子ども課になったことで、保育所・小学校の連携（幼稚園はない）がうまくでき、支援を要する児童や要保護児童の情報の共有化や保育所の保護者負担に係る公的扶助の状況の把握がしやすくなってまいりました。

また、子育てファイル「レインボー」を乳幼児に配布し、母子手帳の子供の成長記録としてだけでなく、何らかのサポートが必要になったときに支援につなげられる体制づくりを進めている状態でありました。そして、小学校・中学校では、保護者や地域とのかかわりを持つ機会として「土曜学校」を各学校の創意工夫によって計画、実施してまいりました。

病後時保育について。平成22年度から平成26年度の次世代育成行動計画（後期計画）の行動目標に掲げ、保健センターの移転後の施設利用として平成23年10月より病後時保育センター

を設置。平成24年度140名、平成25年度72名、平成26年度52名が利用しておりました。必要な経費としては、平成27年度におきましては大刀洗町福祉協議会経子ども・子育て交付金を支払っている状態でありました。

次に、佐賀県みやき町（同じく平成27年7月）。

町民協働による子育て支援推進活動について。

町民の自主的な活動を補助することにより、子育て支援事業を安価で実施できる。平成25年度は小物づくり、人形劇、子どもまつり等の内容で合計で9団体、108万6,000円。平成26年度は読み聞かせ、ひょっとこ踊り、ミニコンサート等で合計7団体、89万8,000円でありました。

次に、定住総合対策について（3事業）

1、住宅整備事業。民間の活力を生かして、公共施設を整備するPFI方式で町営住宅を建設。平成26年度に24戸が完成、平成27年度中に59戸が完成予定であります。

2、子育て支援事業。

平成24年7月に、役場庁舎の空きスペースを活用して母親たちが気軽に立ち寄れる喫茶スペースを備えた交流の場「子育て・子育て応援プラザT e a R a（ティアラ）」をオープン、子育てに関する情報提供や相談業務をNPO法人と連携して行っておりました。

3、結婚サポート事業。

「婚活支援員」と称する出会いの場を仲介する方々を平成24年8月に15名委嘱、互いの情報交換によるカップルの成立を目指し活動しておりました。また、婚活希望者の登録制度も実施しており、登録した方に対し事務局や婚活支援員が候補者を探したり、婚活支援のセミナーやパーティーを案内することで出会いの場を提供しておりました。これまでに70名が登録、14組がお見合いを実施している状態でありました。

次に、子育て・教育の総合支援アンケート調査実施、これは後ろのほうにアンケートの集計報告を添付しておりますので、後でお目通しをお願いします。

このことにつきましては、当事者である保護者の意向を聞くために、各小中学校の父母等に対し学校を通して5月末に無記名アンケートを実施したところであります。アンケートの回収状況は、以下のとおりであります。小学校の対象人数598人、回収数380人、回収率64%。中学校の対象人数317人、回収数が252人、回収率79%。小中合わせた合計が対象人数が915人、回収数が632人、回収率は69%でありました。

4ページをお開きください。このアンケート調査報告の詳細については後で申し上げますけ

れども、ここでは概略について先に説明をさせていただきます。

アンケートの設問と回収状況について。問1から問10まで挙げております。初めに、家庭状況についての設問、なお問1から問10の答えの方式は番号選択でお願いをしました。

問1、松島町の子育て支援施策に期待することは何ですか（複数選択式）。小中学校で選択が多いものから挙げました。①安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実。②犯罪や交通事故から子供を守るための取り組みの充実。③保育サービスの費用負担や学費など、経済的支援の充実。

問2、お子さんの学校生活は充実していると思いますか。「そう思う、どちらかといえばそう思う」が小学校で91.6%、中学校で、ここで訂正をお願いします。80.3%と記載していましたが、90.5%の誤りであります。ご訂正、よろしく願いいたします。

なお、問3から問10は記載のとおりであります。

次に、アンケートの最後に「普段思われていることをご自由にお書きください」として、以下の4項目について記入していただきました。

1、子育てに関する悩み事や要望は何ですか。おのおの小学校と中学校を両方併記しております。

初めに小学校、トータルで83件、多い順番に記載をしました。①学童・遊び関連が29件、医療関連が20件、体力・学力関連が10件、施策の送れ関連等が9件ほか。右に行きます。中学校、合計で46件。多い順に申し上げます。その他施策関連が11件、就学支援等関連が9件、相談等関連が7件、学力向上関連が6件、ほか3件は記載のとおりであります。

6ページをお開き願います。小中学校の保護者に対する「子育て・教育の総合支援アンケート」の調査結果から読み取れる主な課題を記載をいたしました。

課題1、子育て支援（財政的支援を含む、学校教育法第19条）のみならず、あらゆる施策の面で行政サービスのおくれに対する不満がある。見解①通学費補助の状況は2キロメートル範囲外等の制約の中で実行されている。少子化の対策の一つとして、全生徒を対象とした通学交通費の全額補助を実施すべきである。②高校、大学と進学を希望する子供が安心して勉学にいそしめるよう、町の奨学金制度を整備・充実させることが望まれる。希望者の要望に対応できるように、原資枠の拡大を初め利用しやすい内容にすべきである。大学については、国の奨学金制度のデメリット（利子・返済期間など）の改善を要請していくべきである。③児童館はあらゆる子供たちがその思いに浸ることのできる場であり、当初より議会はソフト面の充実を指摘してまいりました。子供・保護者の満足度を高められるように、人的配置を

含め施設整備に取り組むべきであります。

課題2、医療費補助・医療施設の不足に対する切実な願望。見解①平成28年度から町長より、18歳高校卒業までの医療費無料は表明されているところであります。②医療施設に関しては、小児医療の充実とその特定した情報を保護者に広く公開することを臨むものであります。

課題3、通学におけるスクールバスなどインフラ整備のおくれとともに、不審者対策（安全対策）の具現化の要請。見解①スクールバスの運行が一部であり、不公平感は否めません。また、部活後の生徒の帰宅手段や児童館への足の問題がクローズアップされており、不審者安全対策の点からも早急な取り組みが望まれるものであります。②町営バス運営も問題視される段階にきており、高齢化・少子化が急速に進む中、町内交通システムの確立に取り組むときであります。

課題4、学力の向上を期待する保護者が多く見られる。見解①学力向上の取り組みに、一段の工夫が期待されます。

課題5、母子・父子・障害者等への支援システムの欠如が指摘されております。行政相談機能の低下にさまよえる保護者が見られます。見解①困っている保護者が安心して相談できる窓口が求められております。町の人権擁護相談制度などの活用を求めるとともに、時間的対応の応用も考慮し、徹底した広報に努めていくことが望まれます。※夜間・休日などは、議会が対応していくことがあってもよいのではないかと捉えております。

番外編、中学校のクラブ活動にスポーツ団体の意向が及ぶ弊害。見解①中学校1校からくる問題と考えられますが、学校教育の一部を占めるクラブ活動の入部が、町の1スポーツ団体との連携にあるとの誤解を与えているとすれば、その解消が望まれます。

番外編2、忘れ物をした子供の保護者からの怒りを訴える情報は。見解①いじめ問題を内包するもので、注意が必要であると考えます。

8ページをお願いします。これらを踏まえ、最終的に6、まとめ。

第2常任委員会は、子育てや教育の総合支援充実のために何ができるのか、どのようにしたらいいのか、そうした観点から先進地視察や保護者等の意向を聞くためのアンケート調査を進めてきたところであります。中には、既に実施されているものや方向性が示されているものもありますけれども、全体的にはまだ十分であるとは言えません。本町の未来を担う大切な子供たちに夢や希望を与えられる施策こそが、本委員会の使命であるとの結論に至りました。

そこで、町当局に対し次の項目について提案を申し上げるものであります。

①小児医療について。子育て世帯から多数の声が寄せられております。小児人口の関係があると考えられますけれども、あらゆる方策を立てながら、その解決のために一層の力を注ぐことも望むものであります。

②就学支援の充実について。子育て教育の総合支援アンケートにおいて、一番要望の多かったのが小中学校入学時の運動着の無料支給であります。子育ての親御さんの声によく耳を傾けながら、早期に実施をすべきであります。

③学力向上について。共働きの子育て世代が多く、親として子供の勉強を見てあげられない状況があります。子供の学力を懸念される親御さんがいることから、例えば学習サポーターのような制度をつくり、補助員として少しの見守りをする事で子供の理解が進むと考えます。そして、それに携わる人がふえていくことでいじめ対策にもなるので、その充実を図るべきであると考えます。

④防犯対策について。子供たちの中には、部活等の関係で朝早く、夜が遅いという状況があります。登下校中の安全性が懸念されることから、不審者や変質者から子供たちを守るために、なお一層学校や地域等が連携を密にして、防犯対策に取り組むべきであります。

⑤子ども課の設置について。少子化及び定住化対策の観点から、さらなる子育て支援が求められております。子育てに係るサービスをワンストップで行うことにより、さまざまな施策が打ち出すことができると考えます。そのための機関として、庁舎内に仮称「子ども課」を設置することを強く望むものであります。

⑥行政相談のシステムについて。子育て・教育の総合支援アンケートの中に、町に相談をしづらく、議会に求めてくるケースがございます。一方の受け皿として、相談内容を共有し、例えば年間の中で定期的に議会で対応していくことも考えるべきではないでしょうか。

以上がまとめの関連であります。

次に、当初は第2常任委員会でアンケート調査を行ったその調査報告書を、改めて申し上げます。第2常任委員会子育て・教育の総合支援アンケート調査報告書。

その前に、我々常任委員会では、小幡副委員長を初め各委員、それから事務局に対してかなりのご苦勞をかけたことをここで感謝を申し上げたいと思います。そして、櫻井町長が議長時代からのアドバイスと、そして小池教育長、櫻井教育課長、そして教育委員会の皆様の協力を得まして、学校を通して配布及び回収の協力をいただいたことを、ここで改めて御礼を申し上げたいと思います。

我々、このアンケートに係りましては、ことしの4月から封筒の開封から始め、まとめまで

約7カ月かけて調査を行ったところであります。改めて報告の内容を申し上げます。

1、調査期間。平成27年5月11日から5月26日。調査対象、町内小中学校における児童生徒の保護者等。調査方法、各小中学校でのアンケートの配布・回収により実施。調査取扱者、小幡副委員長ほか6名であります。

調査目的。子育て・教育の総合支援について、平成27年4月1日より子育て支援新制度がスタートをし、また教育委員会制度が大きく変わりました。議会では、子育て支援と学校教育等の総合支援について、現況を常に見守りながら、そのあり方を検討しております。児童館建設が実現しましたら、当事者である保護者の意向をお聞きする中で、さらなる総合支援策を立案し、町当局に提言することを目的といたしました。所管でありますこのアンケート調査において、多数の要望や意見が寄せられました。それをよく精査をし、子育て・教育の総合支援のために町当局へ提言をしたい、そのような目的でこの調査を行ったところであります。

2ページであります。調査数、先ほど申し上げましたけれども小学校で598件、中学校で317件、合計915件。回収件数、小学校が380件、中学校が252件、合計632件。トータルの回収率が69%であります。回答者から家族構成、兄弟・姉妹は記載のとおりであります。なおこれは、小学校・中学校別に分けております。問1から問10は、記載のとおりであります。これも、小学校・中学校と分けてあります。要望の多い分に関しては網かけをしておりますので、お目通しをお願いいたします。

7ページから10ページに当たりましては、6ページまでの数字を挙げた分をデータ化しておりますので、これもごらんいただきたいと思っております。ここで特筆すべきことは、このデータの部分では各小学校別に、また学年別に分けてありますので、お目通しをお願いいたします。

11ページから終わりの30ページまでは、これは先ほど冒頭申し上げましたが自由に記載していただく部分を小学校と中学校に分けて記載しております。特に記述の部分につきましては、約100件の方からのアンケートの協力をいただきました。原文を全部載せるわけにいきませんので、それをコンパクトにまとめたものをここで載せておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今、委員長から報告が終わりました。

○5番（後藤良郎君） 済みません、1個漏れました。

それで、このアンケートをいただいた保護者の方から、それプラスぜひ議会の方に見ていた

だきたいということで、DVDを預かっておりました。そのコメントがありますので、それを読んで終わりにしたいと思います。

先日のアンケートの内容にちなみ、いじめ・不登校を減らすことにつながりそうな学校での取り組みをNHKで特集していました。5月ですね。教室での授業での取り組み、朝の活動などぜひごらんいただき、松島町でも子供たちが落ちついて楽しく暮らせるよう、勉強、運動、遊びに励めるようよろしく願いいたします。

これを、我々委員会では視聴しておりますので、あわせてご報告いたします。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 以上で報告が終わりました。

報告について、質疑あれば受けたいと思います。（「なし」の声あり）なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、第2常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 常任委員の選任について

○議長（片山正弘君） 日程第6、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の任期は、委員会条例の規定により2年となっており、平成27年12月15日で任期満了となりますので、新たに常任委員の選任をいたします。

お諮りいたします。委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することになっており、ここで事前に行った皆さんとの調整の結果に基づき指名したいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

それでは、指名内容等について事務局長より報告させていただきます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは報告いたします。

第1常任委員会、澁谷秀夫議員、櫻井 靖議員、後藤良郎議員、高橋幸彦議員、太齋雅一議員、色川晴夫議員、片山正弘議員の以上7名でございます。第2常任委員会、赤間幸夫議員、小幡公雄議員、今野 章議員、菅野良雄議員、高橋利典議員、阿部幸夫議員の以上6名でございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） お諮りいたします。常任委員の選任については、ただいま事務局長より報告したとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、常任委員は事務局長が報告したとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、暫時休憩に入りまして各常任委員会等を開催し、委員会委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思います。第1常任委員会は302号会議室、第2常任委員会は303号会議室を使用願います。

休憩に入ります。

午前10時45分 休 憩

午前10時54分 再 開

○議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

各常任委員会の正副委員長について、事務局長から報告させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは、報告いたします。

第1常任委員会委員長に澁谷秀夫議員、副委員長に櫻井 靖議員。第2常任委員会委員長に小幡公雄議員、副委員長に赤間幸夫議員。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 事務局長の報告のとおり、各常任委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

日程第7 議長の常任委員の辞任について

○議長（片山正弘君） 日程第7、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

本件については、議長の一身上に関することであり除斥に該当するので、副議長と交代させていただきます。副議長、よろしく申し上げます。

○副議長（阿部幸夫君） それでは、議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

お諮りいたします。議長は、公平無私立場にあり、議会運営上、中立性を保持するという理由において、常任委員会を辞任したいとの申し出があります。本件については、申し出のとおり辞任を許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解きます。議長と交代いたします。

日程第8 議会運営委員の選任について

○議長（片山正弘君） 日程第8、議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会においても、常任委員会同様2年の任期が満了となりますので、新たな委員を選任いたします。

お諮りいたします。委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することになっており、慣例にならい委員6名のうち各常任委員会から3名ずつ、3名のうち1名は常任委員長、他2名は政党などを考慮して指名したいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

それでは、指名させていただきます。

第1常任委員会、澁谷秀夫議員、後藤良郎議員、太齋雅一議員。第2常任委員会、小幡公雄議員、今野章議員、高橋利典議員。以上の6名の議会運営委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、よって議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩に入ります。議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、休憩に入ります。

午前10時59分 休 憩

午前11時02分 再 開

○議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

議会運営委員会の正副委員長が選任されましたので、事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（佐藤進君） それでは報告いたします。

議会運営委員会委員長に高橋利典議員、副委員長に澁谷秀夫議員、以上でございます。

○議長（片山正弘君） 事務局長の報告のとおり議会運営委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は11時15分にしたいと思います。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第9 議会広報発行対策特別委員会委員の選任について

○議長（片山正弘君） 日程第9、議会広報発行対策特別委員会委員の選任を行います。

常任委員会の構成変更に伴い、議会広報発行対策特別委員会の委員についても新たに選任いたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので、各常任委員会から3名ずつ指名したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

それでは、指名させていただきます。

第1常任委員会、櫻井 靖議員、後藤良郎議員、高橋幸彦議員。第2常任委員会、赤間幸夫議員、今野 章議員、阿部幸夫議員を指名いたします。以上の6名を、議会広報発行対策特別委員会委員に指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、議会広報発行対策特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入りまして、議会広報発行対策特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、休憩に入ります。

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

議会広報発行対策特別委員会の正副委員長が選任されましたので、事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは報告いたします。

議会広報発行対策特別委員会委員長に阿部幸夫議員、副委員長に櫻井 靖議員。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 事務局長の報告のとおり議会発行対策特別委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

日程第10 請願第1号 松島町の観光振興対策に関する請願について

○議長（片山正弘君） 日程第10、請願第1号松島町の観光振興対策に関する請願についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） 請願第1号松島町の観光振興対策に関する請願について。

請願者、松島町松島字東浜5-3、松島温泉組合組合長、西條直彦。

紹介議員、松島町議会議員、太齋雅一、同じく高橋利典、同じく高橋幸彦、同じく小幡公雄、同じく櫻井 靖、同じく色川晴夫。

請願の趣旨。

東日本大震災からもうすぐ5年を迎えようとし、復興事業は着実に進んでいるものの、松島町の観光客の入り込み数は一向に回復の兆しが見えてきておりません。

日本三景という恵まれた景勝地であるが、松島を訪れる観光客は伊達政宗ブーム以来減少を続け、特に宿泊観光客の減少が大きく、通過観光地化が進んでいるのが現状であります。

また、昨今の観光旅行の特徴は、小グループでの癒しを求める旅行が中心となったことから全国的な温泉ブームとなり、そうした観光客からの要望に応えるべく平成20年より温泉掘削事業への取り組みを行い、観光客誘客のために工夫を凝らした広報活動を展開し、徐々に松島が温泉のある観光地であることが認知されてきました。

しかしながら、各施設が予想以上に多額の資本投下を必要とした上に、温泉施設の維持管理にも毎年継続的に多額の資金投資が強いられているところです。

さらに、松島湾では行政機関の指導に伴う温泉放流要件にはない漁業者との調整が必要になり、全く想定外の下水道使用料金を負担しなければならず、平成20年に松島町に対して「温

泉汚水に対する下水道使用料体系の見直しをすること」を求めましたが、温泉の利用が限定された施設であり、利用しない施設との不公平の発生が危惧されるという回答でした。

松島温泉開湯より7年が経過し、現在では松島温泉組合加盟施設は7施設にふえ、年間4,500万円に及ぶ入湯税を納税しているところです。

このようなことから、温泉汚水に対する下水道使用料体系の見直しがされれば、温泉利用施設の増加が見込まれ、宿泊客の減少に歯どめがかかり、松島町の入湯税の増収や各施設の安定した経営につながるものと確信しています。

つきましては、松島町のこれまでと違ったより観光客に期待される魅力ある温泉観光地として活性化するため、下記事項についてお願いいたします。

記

1、温泉汚水に対する下水道使用料体系の見直しをすること。

2、入湯税の目的税という趣旨により、用途を明確にすること。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 朗読が終わりましたので、紹介議員より説明を求めます。9番太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） それでは、松島町の観光振興対策に関する請願に当たりまして、紹介議員といたしまして局長が朗読いたしました請願の趣旨と重複する部分があると思いますが、説明をさせていただきます。

松島の観光客は、昭和62年の伊達政宗ブームの550万人をピークに減少を続け、特に宿泊観光客の減少が大きく、通過観光地化へと進んでいる現状において、小グループでの温泉旅行が観光旅行の中心となっております。松島を訪れる観光客からの「松島が温泉だったら、泊まりたい」という強い要望を受け、平成20年に民間3宿泊施設が温泉掘削事業の取り組みを開始したところであります。

各施設は、予想以上に多額の資本投下を必要とした上に、毎年継続的に温泉施設の維持管理経費が必要であり、さらに温泉水を公共下水道に放流することになったため、想定外の下水道使用料を負担することとなりました。そのため、平成20年には松島町に対して温泉汚水に対する下水道使用料体系の見直しをすることを求めましたが、温泉を利用しない宿泊施設との不公平が危惧されるという葛藤がありました。

松島温泉開湯から7年が経過し、現在では7施設が松島温泉組合に加盟しており、観光客誘客のために工夫を凝らした広報活動を行ってきたことで、徐々に松島が温泉のある観光地で

あることが認知されてきました。その結果、年間4,500万円の入湯税を松島町に納税しているところであります。

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、東日本大震災から5年を迎えようとしておりますが、松島町を訪れる観光客の数は回復の兆しが見えてきておりません。このような中、温泉汚水に対する下水道使用料体系の見直しがされれば、温泉利用施設の増加が見込まれ、宿泊客の減少に歯どめがかかり、松島町の入湯税の増収や各施設の安定した経営につながるものと確信するものであります。

これ以上経費の負担が大きくなるよう努力を示していただき、行政と温泉観光協会が一体となり、松島町がこれまでより観光客に期待される魅力ある温泉観光地として活性化するためにも、ぜひ実行していただきたいということであります。現状を把握し、早急な対応を望みます。

以上で紹介議員の説明とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。請願第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、請願第1号松島町観光振興対策に関する請願については、第1常任委員会に付託することを決定いたしました。

日程第11 請願第2号 東日本大震災被災者の医療費一部負担免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願について

○議長（片山正弘君） 日程第11、請願第2号東日本大震災被災者の医療費一部負担免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） 請願第2号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求め

る請願について。

請願者、塩竈市錦町17-6、塩釜地域社会保障推進協議会、代表幹事、内藤 孝、同じく斉藤規夫、同じく虎川太郎、同じく太田政興、同じく福岡眞哉。

紹介議員、松島町議会議員、今野 章。

請願の趣旨。

東日本大震災から4年7カ月が経過しました。国が平成24年10月1日以降既存の国の財政調整交付金の仕組みに変更するも、県と市町村は被災者の国保、介護保険、後期高齢者医療、障がい者福祉サービスの一部負担金の免除措置を被災者の対象を絞って継続してきました。被災地においては、雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しています。

宮城県が平成27年4月に発表した平成26年度の応急仮設住宅や民間借上住宅等入居者健康調査の結果でも示されているとおり、後期高齢者の病気がある人の割合は85%を超え、「体調が余りよくない」と「とても悪い」は約30%に達し、「睡眠障害」のある方は80代女性が21%、病気のある方の2.6%が治療を中断しています。被災者は医療費等一部負担金の免除措置の継続を強く望んでおります。特に、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などにより一層の健康悪化が心配です。

こうした状況を踏まえて、国及び宮城県は生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する被災者は医療費等一部負担金の免除措置及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらずに継続するための財政措置を講ずることを求める意見書を提出することを請願いたします。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 朗読が終わりました。紹介議員の説明を求めます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、請願第2号について私のほうから簡単に説明をさせていただきますと思います。

ただいま局長のほうから読み上げていただいたとおりなのですが、東日本大震災から4年8カ月余りが今の時点で経過をしておりますが、国のほうの復興庁の調べによりますと震災の避難者は全国47都道府県の1,145自治体に、11月12日現在で18万6,602人が避難していると、こういう数字になっているのであります。このうち、宮城県の避難者数は5万2,116人ということで、まだまだ多くの方々が応急仮設住宅や借上住宅に避難しているということがわかります。

本町におきましても、災害公営住宅が完成をいたしましてそこに入居をされている方もおりますが、引き続き借上住宅に避難をしているといいますか、そこに住み続けているという方もおるといふふうに聞いているものでありまして、まだまだ困難が続いているということがわかるかと思えます。

宮城県が平成27年の4月に発表しましたこれら避難者の健康調査結果では、高齢者で病気のある人の割合は85%を超え、「体調が余りよくない」「とても悪い」という方は約30%となっているということでもあります。また、病気のある方の2.6%が治療を中断しているという事実も明らかになっております。被災者・避難者の皆さんは、医療費・介護保険利用料等の一部負担金の免除や減免措置の継続を強く望んでおります。また、今後も続く不自由な生活や将来不安などでの一層の結構悪化も、懸念されているところであります。

こうしたことを踏まえ、本請願は国県において生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費等一部負担金の免除措置、及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず、平成28年度も継続するための財政措置を講ずることを求める意見書の提出をしていただくようお願いするものでありまして、議員各位の賛同をよろしくをお願いをしたいと思いますところでもあります。

また、本請願は平成28年度予算にかかわる内容でもありますので、できますれば今定例会冒頭ではありますが、請願を早速採択をいただき、定例会中に意見書の採択をしていただけるよう、特段議長にはお取り計らいのお願いをするものであり、また昨年も同趣旨の請願を採択いただいていることから、議員各位のご理解と賛同を重ねてお願いをいたしまして、私のほうからの説明とさせていただきます。議長のほうには、よろしくをお願いをいたします。

○議長（片山正弘君） ここで、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、請願第2号については、員会付託を省略することを決定いたしました。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。本案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、請願第2号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願については採択と決定することにいたしました。

日程第12 陳情第2号 中小企業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情

- 議長（片山正弘君） 日程第12、陳情第2号中小企業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。局長。

- 事務局長（佐藤 進君） 陳情第2号中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情について。

陳情者、塩竈市西玉川11-28、塩釜民主商工会婦人部、部長、久保恵美。

陳情の趣旨。

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。しかし、長引く不況、東日本大震災からの復興などが重くのしかかり、倒産・廃業などの危機に直面しています。

そのような中で、業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、女性事業主として営業に携わりながら、家事・育児・介護を休む間もなく働いています。

しかし、幾ら働いても中小業者を支える家族従業者の働き分（自家労賃）は、税法上所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められません。事業主の所得から控除される働き分は配偶者で86万円、その他の家族は50万円です。配偶者もさることながら、家族従業者はわずか50万円の控除では、所得ゼロ円と見なされるため、社会的にも経済的にも全く自立できません。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけています。また、家族従業者が交通事故に遭っても補償額が低く、専業主婦の半額ほどです。

所得税法第56条は、日本国憲法の「法の下での平等（憲法第14条）、両性の平等（同24条）、財産権（同29条）」に違反する規定です。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができますが、同じ労働に青色と白色

の差をつけること自体が矛盾しており、基本的人権を侵害しています。

よって、国及び政府に対し税法だけではなく、民法・社会保障にもかかわる人権問題として、憲法を精神を生かし、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求めます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。陳情第2号について、所管委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、陳情第2号中小企業者の自家労賃を必要経費と認めることを求める意見書の提出を求める陳情については、第1常任委員会に付託することを決定いたしました。

日程第13 議案第127号 松島町個人番号の利用に関する条例の制定について

（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第127号松島町個人番号の利用に関する条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長

○町長（櫻井公一君） それでは、議案第127号松島町個人番号の利用に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行により、平成28年1月から地方公共団体においても個人番号を利用した業務が開始されます。

個人番号の利用については、番号法において規定されているところですが、町が定める独自利用事務の実施及び町の機関内において行う特定個人情報の利用等については、各自自治体の条例において番号法の趣旨に基づいて規定を置く必要があることから、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては総務課参事より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 太田総務課参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） それでは、一番後ろにつけております資料「松島

町個人番号の利用に関する条例について」に基づきまして、説明いたします。

1の制定の趣旨でございます。番号法の施行により、平成28年1月から国の行政機関や地方公共団体などにおいて、番号法を利用した業務が開始されます。個人番号の利用の範囲は、社会保障・税・災害対策の分野に限定されており、具体的な事務につきましては番号法において規定されております。番号法は、社会保障・税・災害対策の分野であれば、条例制定を行うことで個人番号の独自利用等も認められているところでございます。個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う場合は、番号法の規定により条例に定めることが必要になることから、今回条例を制定したものでございます。

次のページに移ります。2の条例の内容でございます。（1）個人番号の独自利用についてです。町の機関は、番号法の規定による事務、法定利用事務の処理に関して個人番号を利用いたします。また、社会保障・税・災害対策に対する事務、その他これらに類似する事務であって条例で定めるもの、独自利用事務の処理に関して個人番号の利用をすることができます。

次のページに移ります。ここでは、松島町個人番号の利用に関する条例における独自利用事務を示しております。条例では、①の健康増進法に基づく健康増進事業以外の検診、市町村独自事業に関する事務を初め、五つの事務について個人番号の独自利用事務を行います。①及び②については、独自で実施している検診及び予防接種についても、個人番号を扱う法定の検診及び予防接種と同様にシステムを利用して実施することによって、事務の効率化を図るものであります。③から⑤につきましては、法定事務ではないものの使用しているシステムの仕組み上、法定事務と一緒に実施しており、結果として個人番号の利用に当たることから、今後も利便性を維持するために条例に規定したものでございます。

次に、（2）の特定個人情報の庁内連携でございます。番号法におきまして、個人番号を「利用」できる場合として、法定利用事務または地方公共団体が条例で定めた事務、独自利用事務において利用する場合に限られております。一番最後から3行目になります。同一機関内での特定個人情報の利用、庁内連携につきましては、番号法に基づき条例で定める必要があります。

次のページに移ります。（3）の特定個人情報の機関間の連携でございます。特定個人情報の機関間の連携。特定個人情報の提供は、同一地方公共団体内であっても他の公共機関、町長部局から教育委員会へ特定個人情報を移転することは、提供に当たります。教育委員会での今回独自利用は、現段階では規定しておりませんので、特定個人情報の提供については設

けておりません。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第128号 松島町いじめ防止対策推進条例の制定について（提案
説明）

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第128号松島町いじめ防止対策推進条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第128号松島町いじめ防止対策推進条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定については、いじめ防止対策推進法の施行に伴う町の条例の制定であり、この法律の目的である国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものであります。

地方公共団体における条例の制定は、法律においては努力規定となっておりますが、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、詳細につきましては私のほうから説明させていただきたいと思っております。

今回のこの議案につきまして、一番最後のところに「松島町のいじめ防止基本方針の概要版」ということで資料添付しております。この「いじめ防止基本方針」につきましては、さきの11月の定例教育委員会議の中で全20ページにわたる基本方針の承認をいただき、それに基づいて今回条例を提案するものでございます。

今回の条例制定につきましては、国のいじめ対策推進法第12条に規定されている地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策について、基本的な方針を定めることについて努力義務として規定されており、議案提案説明に当たり教育委員会が11月に制定した「松島町いじめ防止基本方針」に基づいて概要版の資料に基づき説明を申し上げたいと思っております。

初めに、1) のいじめの定義ということで、「いじめ」とは「児童等に対して、一定の人間

関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義づけしております。

2) 基本理念。一つ目に、いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。二つ目に、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として、行われなければならない。三つ目に、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方・学校・地域住民・家庭等が連携のもといじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

これらに基づき、2の1)に松島町いじめ問題対策連絡協議会の設置について定め、4の1)に重大事態への対処について、2)に調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置、3)に再調査の結果を踏まえた措置等として調査結果について議会への報告等について、それぞれ定めております。

この基本方針をもとに条例を制定するものであり、条例に関する説明資料をごらんいただきたいというふうに思います。

まず、この条例は4章からなる章立てで構成しております。

第1章では、いじめ防止に関する趣旨について記しております。

第2章では、第2条でいじめに関する総合的かつ効果的に推進するための基本方針、並びに第3条で法第14条に基づきたいじめ問題対策連絡協議会の設置及び4条以降において所掌事務の内容ほか、組織・会議等について定めております。

第3章では、重大事態への対処について第12条で教育委員会が調査結果を町長に報告し、それをもとに設置する松島町いじめ問題調査委員会の役割と議会への報告義務等について定めております。13条では、調査委員会の人数・委員構成の内容として、弁護士等の法律、それから医学、心理学等の医師等、福祉関係者など、専門的な知識を有する方々を想定しております。またこれらの委員は、第3条で設置する連絡協議会とは重複するものではございません。また、(3)で記載している「その他町長が必要と認める者」ということで記載しておりますけれども、これはこれまでの報道等で議員の皆様方もいろいろとごらんになっているかと思いますが、その発生した重大事案のケースによっては関係する保護者などからさまざまな要求・要望・事態を想定したものを要求されますので、そういったものについて

想定して記載しているものでございます。

第4章の雑則につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第130号 松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第130号松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第130号松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、子供の医療費助成について、子供の医療機会を確保し、子育て世帯の経済的な安定を図るため、平成28年4月から対象年齢を18歳の年度末まで拡大し、あわせて所得制限を撤廃する一部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 私のほうから、資料を一番後ろに添付させていただいております。この資料について説明をさせていただきます。

子ども医療費の県内の助成状況について、内容でございます。35市町の子ども医療費の助成につきましては、11月1日現在の資料になりますが、今回松島町で改正する18歳までにつきましては、七ヶ宿町ほか8市町が18歳までの改正を行っているところです。その9市町村の中で、所得制限を撤廃している町村は6市町となっております。仙台管内の市町村におきましては、18歳までの医療費助成につきましては富谷町、大衡村、そして松島町というふうな内容になります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第16 議案第131号 松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第131号松島町介護保険条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第131号松島町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、介護保険料の徴収猶予及び減免に係る申請期限について、現行の「納期減前7日」までを「納期限」までに延長するために改正するものであります。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で個人番号の利用が開始されることに伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書の記載事項に個人番号を追記することとなったため、当該申請書に個人番号の記載を求めるために改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） では、条例に関する説明資料をごらんください。

条例第10条第2項保険料の徴収猶予、第11条第2項保険料の減免の申請期限を「納期限」までに延長するものであります。

平成27年6月に地方税法が改正されたことに伴い、本町におきましては国民健康保険条例等の減免申請の提出期限が延長されておりました。11月の介護保険担当課長会議において、近隣自治体も他税目と介護保険料の減免申請期限を合わせることになり、本町においても「納期限7日前」から「納期減」までに延長するものであります。

また、介護保険料の徴収猶予と保険料の減免申請に個人番号を明記するよう改正するものであります。

附則につきましては、「納期限」の延長につきましては公布の日から、「個人番号の記載」につきましては平成28年1月1日からとするものでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第132号 新行政不服審査法の第三者機関の事務の委託に関する
協議について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第132号新行政不服審査法の第三者機関の事務の委託に関する協議について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第132号新行政不服審査法の第三者機関の事務の委託に関する協議について、提案理由を申し上げます。

平成28年4月1日施行の新行政不服審査法の施行に伴い、処分庁が実施する裁決の客観性及び公正性を確保するために、裁決を諮問する合議制の第三者機関の設置が義務づけられました。

松島町では、今後も審査請求件数がわずかであることが予想されるため、新行政不服審査法の規定により、宮城県に第三者機関の設置及び事務を委託するものです。

なお、詳細につきましては総務課参事より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 太田総務課参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） それでは、一番後ろにつけております資料「新しい行政不服審査制度の概要について」に沿って説明申し上げます。

行政不服審査法は、公平性の向上、使いやすさの向上及び国民救済手段の充実・拡大の観点から抜本的な見直しが行われました。新しい制度は、平成28年4月1日から実施されるものでございます。

ここで、「不服申立制度とは」でございます。行政庁（町については町長でございますけれども）の処分などに関する不服申立についての一般法でございます。国・地方を問わず行政庁の処分に幅広く適用されているものでございます。なお、処分の例につきましては税金の課税処分等でございます。

「見直しのポイント」でございます。（1）不服申立の種類を一元化しております。従来の不服申立制度は、上位機関の有無によりまして審査請求と異議申し立てに区分されておりました。新制度では、原則異議申し立ては廃止し、審査請求に一元化されております。

二つ目に、審理員による審理手続の導入でございます。従来は、不服申し立てがあった場合

に、審理を行う者についての資格の規定はございませんでした。新制度では、審査請求があった場合に審査庁の内部で審理を行う審理員が設置されます。原処分（不服申し立ての原因となった処分でございますが）に関与している者は、審理員になれないなどの除斥理由を法定化しております。これで、審理の公正性の確保を図るものでございます。

次のページに移ります。（３）の第三者機関への諮問手続の導入です。新制度では、第三者機関の設置を各自治体に義務づけております。第三者機関は、町長の諮問を受けて審査庁の審査請求についての判断の妥当性を調査し、その結果を町長に答申するものでございます。町長は、第三者機関の答申も踏まえまして審査請求人に対して審査請求に対する最終的な判断を行うものとなっております。

四つ目に、審査請求期間の延長等の手続の整備でございます。ここでは、従来の制度では60日だった異議申し立ての期間を、新制度では3カ月に延長するなどの整備がなされております。当町における第三者機関についてでございます。後ろから4行目でございます。第三者機関の設置の趣旨といたしましては、専門的な見地から審査庁の判断の妥当性をチェックすることであり、案件をこなすことによる経験の蓄積も必要とするところでございます。当町の場合、今後も不服申し立ての件数自体はそう多くないことが予想されることから、この事務を宮城県へ委託することが運用上望ましいと判断したものでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第133号 権利の放棄について（提案説明）

【学校給食費22件】

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第133号権利の放棄について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第133号権利の放棄について、提案理由を申し上げます。

学校給食費の未収金対策について、戸別徴収等に努めているところですが、今回所在不明により徴収困難となった債権の整理を行うため、民法に規定する時効の援用の申し出を受けることができないと判断されることから、債権の権利を放棄するため、議会の承認をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、権利の放棄につきまして私のほうから説明を申し上げたいと思います。

まず、地方自治体の持つ債権、これ大きく分けると地方自治、それから地方税法に基づく公法上の公債権と、それから民法に基づく私法上の債権ということの二通りに分けることができます。今回の債権につきましては、民法の規定が適用される私債権でありまして、学校給食費の時効については2年の短期消滅時効が適用されております。

今回の権利の放棄につきましては、滞納期間が平成11年度分から平成21年度分までで、件数は22件でございます。学校給食費の収納事務につきましては、書面による請求、それから戸別徴収、電話での請求、そして督促、配達証明等で周知し、徴収してまいりました。しかしながら、転居や所在不明により住所の確認ができない債権であり、民法173条の3号に基づく食の対価に係る私債権は財産調査権を有していないことから、個人に関する情報は第三者から得ることができません。このため徴収できず、債権を行使することが困難となり、民法第145条に基づきまして当事者からの時効援用について弁護士とも協議をさせていただきましたが、援用は見込めないという判断をされることから権利を放棄するものであります。

なお、今回議会運営委員会におきまして、この権利の放棄以外に今現在の滞納繰り越し等の状況はどうなっているのか、資料の提出を求めたいということがありましたので、きょう議員の皆様方にA4の1枚物の資料をお配りさせていただきましたので、これについて若干説明をさせていただきますと思います。

今現在、学校給食のほうなんですけれども、平成27年11月30日現在で今年度で完納した者が8人、この方々の滞納期間は平成22年から平成26年までのものでした。それから分納中が21名、滞納期間は平成11年から平成26年までのものでございます。それから訪問等の継続、これにつきましては42名で、滞納期間は同じく平成11年から平成26年までのものでございます。

なお、ここで訪問等の継続等について42名いらっしゃいますけれども、これらにつきましては先日弁護士とも相談をしまして、支払い督促の請求など仙台地裁を通した請求の取り扱いについて、これから進めるべきということでの準備を今進めているところでございます。

それから、まだ説明はこの後にありますけれども、奨学金のほうの滞納繰越金の状況ですけれども、あわせて説明させていただきたいと思います。これにつきましては、平成27年の12月4日現在としておりますけれども、これにつきましては今月の12月1日、そして12月3日

と分納で納めていただいたこともありましたので、こちらについては12月4日現在ということとで表記をさせていただいております。今年度に入りまして、分納で完了した方が2名いらっしゃいます。それから分納中の方、この方々が5人いらっしゃいます。この方々についても、今後もお話し合いをしていながら分納の継続を進めていきたいというふうに思っております。それから、交渉中の方が1人いらっしゃいます。この方は債権者が亡くなりまして、お母さんが今透析をしているという状況で、奨学金を受けたお子さんがやっと働ける年になりました。なおかつ、この方のお子さんがちょっと障がいを持っているということで、この間も訪問していろいろとお母さんとも相談させてもらったんですけども、ちょっと生活が大変苦しいということもありますので、こういった方についての扱いについては今後も弁護士とも相談をし、徴収すべきかどうかということも含めて町長部局のほうとも協議をしたいというふうに考えております。

以上が133号についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第134号 権利の放棄について（提案説明）

【奨学金貸付金2件】

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第134号権利の放棄について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第134号権利の放棄について、提案理由を申し上げます。

債権者の所在不明により回収困難となっていた奨学金貸付金の債権について、既に民法第167条第1項に規定する当該債権の消滅時効における10年の時効期間が経過しており、裁判手続も事実上不可能であることから、債権回収の見込みがなく、当該債権を放棄するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 議案第134号について説明をさせていただきたいと思っております。先ほどの給食の権利の放棄と一部重なるところがありますけれども、さらに再度もう一度説明をさせていただきたいと思っております。

今回の債権、民法の規定に基づく私債権ではございますけれども、先ほど学校給食につきましては短期消滅時効の2年ということで時効を説明しましたけれども、奨学金につきましては通常の消滅時効ということで10年という時効の期間が決められております。今回の滞納の期間ですけれども、平成2年度分から平成8年度分までで、件数が2件でございます。

奨学金貸付金の収納事務につきましては、給食費と同様に書面、それから戸別徴収、電話、督促等、それから配達証明等で徴収をしまいましたが、転居や所在不明により所在が確認できず、民法167条第1項に基づく貸付金に係る私債権については、給食同様に財産調査権を有していないことから、個人に関する情報は第三者から得ることが同じくできません。このため、債権を行使することが困難となり、民法第145条に基づき当事者からの時効の援用について弁護士とも協議をさせていただきましたけれども、援用は見込めないという判断が適切であるという指導をいただき、権利を放棄するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第135号 指定管理者の指定について（提案説明）

【松島町運動公園：管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等施設】

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第135号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第135号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町都市公園条例に基づき、指定管理者を募集したところ、1団体からの申し込みがあり、事業計画書及び関係書類について町の選定委員会において審議した結果、効果的な業務運用及び多くの自主事業を実施している実績を高く評価できることから、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、議案第135号指定管理者の指定について、教育委員会のほうから説明させていただきたいと思います。

配付させていただきました資料に基づき、説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番目の管理運営基本方針並びに応募資格、それから指定管理業務仕様書につきましてはこれまでと大きく変更がありませんので、説明を割愛させていただきたいと思います。

2番目の指定期間ですけれども、こちらにつきましては平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間としております。

次に、4番目の管理運営経費につきましてですけれども、年間指定管理料を1,564万4,000円として積算し、公募に対する申請額も単年度限度額の1,564万4,000円でありました。

マリソル松島スポーツクラブから提出があった事業計画書をごらんいただきたいというふうに思います。ページを振らなくて大変申しわけありませんでした。様式2号なんですけれども、この中間にマリソルの施設の考え方について記載してあります。この中で、施設の効用を最大限に発揮するための方策として記載されているとおり、運動公園以外の町内に点在しているさまざまな運動施設を連携活用し、観光地として設置されているホテル・旅館を有機的に活用することで、屋内外のスポーツ競技はもとより運動後の研修会・講演会・交流会・合宿など多岐にわたるイベント等の開催が可能となり、地元観光事業への波及効果が大きく見込まれる考えを示しております。

それから、クラブの概要並びに沿革については、記載のとおりでございます。

最後に、今回の指定管理につきまして、選定の結果については配点が160点満点中126点であり、選定理由についても松島町スポーツ振興基本計画に合致し、また数多くの自主事業を実施している実績もあり、指定管理者としての能力を十分に有していると認められることから、指定管理者に指定したい旨提案するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第136号 指定管理者の指定について（提案説明）

【松島町運動公園：温水プール施設】

○議長（片山正弘君） 日程第21、議案第136号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第136号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町都市公園条例に基づき指定管理者を募集したところ、2団体からの申し込みがありました。

事業計画書及び関係書類について、町の選定委員会において審議した結果、セントラルスポーツ株式会社からの提案が他1団体と比べすぐれており、指定管理者として安定した施設の管理運営及びスポーツ健康事業の展開をすることが可能であると判断し、当団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 議案第136号指定管理者の指定について、温水プールについて説明をさせていただきたいと思います。

これも、先ほどの運動公園と重なりますけれども、指定管理の基本方針並びに応募資格、それから指定管理業務の仕様書につきましては大きな変更がございませんので、説明を省かせていただきます。

2番目の指定管理期間ですけれども、ただいま町長のほうからも説明がありましたけれども、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

4番目の管理運営経費につきましてですけれども、年間指定管理料を4,089万円で設定いたし、公募に対する申請額は単年度限度額以内の3,730万円でありました。

セントラルスポーツ株式会社さんは、セントラルスポーツさんの2ページのところにも記載がありますけれども、これまでの実績を踏まえてゼロ歳から一生涯の健康づくりに貢献するという理念を掲げ、子供から大人までの幅広い世代に対して公平平等な施設利用を提供できることを方策に掲げ、これまでのJV方式の取り組みから単独での運営になりますが、スクール・チアダンスとシルバースイミングの拡大など、高齢者対策を見据えた新規導入施策を展開し、指定管理料の負担軽減を見込んでおります。

セントラルスポーツは、これまで金メダリストの鈴木大地選手を初め数多くの世界へ通じる

選手を輩出しており、施設管理においても県内では仙台市中田温水プールを初め県内7カ所、県外1カ所で管理運営の実績を有しております。

クラブの概要につきましては、記載のとおりですのでご参照願います。

指定管理者候補の選定結果についてですけれども、配点が160点満点中129点であり、審査結果についても提案内容が他1団体と比べすぐれており、指定管理者としての能力を十分に有していると認められることから、指定管理者に指定したい旨提案するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第137号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）

【松島浄化センター長寿命化改築工事委託】

○議長（片山正弘君） 日程第22、議案第137号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第137号工事委託に関する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、社会資本整備総合交付金事業に係る松島浄化センター長寿命化改築工事を日本下水道事業団と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものとであります。

工事の内容につきましては、沈砂池設備のし渣脱水機及び沈砂池関連操作設備並びに監視制御設備の更新を行うものであります。

工期は債務負担行為を設定しており、平成29年3月31日であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、資料に基づきご説明させていただきたいと思っております。

今回の協定相手がなぜ日本下水道事業団かということにつきましては、現在水道事業所では災害復旧・復興事業で技術者が足りない状況にあります。他の市町に派遣をお願いしておりますが、なかなか進まない厳しい状況がございます。

今回の松島町浄化センターは、昭和63年の浄化センター建設工事着工以来、多種の専門的かつ複雑な技術を要するため、日本下水道事業団により建設を進めてきたものであります。発注者においても、工事を適正に施工していくためには土木・建築・機械・電気等、各分野にわたる専門知識や工事等の経験が必要であるため、下水道施設の建設に多くの実績を持つ下水道事業団に工事発注関係事務から監督管理、完了検査など、本来町が行うべき業務を委託するものであります。

日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として唯一設置された地方共同法人であり、通常の請負契約とは違い、事業団と業務代行を含め建設工事の協定を結ぶものであります。

次に、資料の最終ページでございますが、松島浄化センター長寿命化事業についてご説明をいたします。

長寿命化事業とは、予防保全的な管理及び更生工法で、あるいは部分取りかえなどにより既存ストックを活用し、耐用年数を延ばす事業であります。松島浄化センターの長寿命化計画につきましては、平成9年度までに供用開始された1・2系列目の水処理、汚泥処理及び運転に関する設備は既に20年が経過し、一部は耐用年数を超過しております。本施設については、これまでも定期的な日常点検や修繕を実施してきたところではございますが、使用施設の経年的な老朽化が著しい状況で、これらの設備の機能が停止すると処理に支障を来し、放流水質の悪化を招くなど社会的に重大な影響を及ぼす危険性があることから、平成25年度に設備等の全資産513点の調査を行った結果、更新対象が107点ありましたので、優先度の高い施設の長寿命化計画を策定してございます。

今回の工事の箇所につきましては赤色で着色した部分で、左下に工事概要を示しております。ポンプ棟内にございますし渣脱水機の更新及び管理棟内にあります沈砂池関連操作設備並びに監視制御設備の更新を行うものであります。

続いて、資料前に戻っていただきまして、議案の3枚目に日本下水道事業団との協定内容ということでございますが、今回の協定につきましては平成28年度まで債務負担行為を設定し、完成期限を平成29年3月31日までとし、費用を2億880万円とし、平成27年度の事業費については1億1,600万円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第138号 工事契約の締結について（提案説明）

【石田沢地区防災まちづくり拠点施設他建築工事】

○議長（片山正弘君） 日程第23、議案第138号工事契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第138号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する石田沢地区防災まちづくり拠点施設他建設工事に関するものであり、去る11月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、石田沢地区内の造成地に災害時に避難者を受け入れるための避難施設の建設と、備蓄品並びに資機材などを保管する備蓄倉庫の建設を行うものであります。工期は、平成28年3月31日であります。平成28年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、議案第138号石田沢地区防災まちづくり拠点施設他建設工事の工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

石田沢地区に、災害時におきまして避難者を受け入れるための避難施設の建設と、備蓄品等を保管します備蓄倉庫を併設し、建設を行うものでございます。

A3判資料の1ページをお開き願いたいと思います。

建設場所につきましては、県道小牛田松島線と県道赤沼松島線が交差します西側の造成地に建設を予定しております。

建物の概要につきましては、木造平屋建て、延べ床面積984平米の施設となっております。避難者450名の収容が可能となっております。また、併設されます備蓄倉庫につきましては、鉄骨平屋建て、延べ床面積492平米の備蓄倉庫となっております。

資料の2ページをお開き願いたいと思います。避難施設の平面図と立面図になっております。平時の利用といたしましては、平面の中央の左側の棟につきましては可動式の間仕切りにより四つの部屋に分けることができる、災害を中心といたしました視察研修の受け入れ、

会議や講習、研修会などの多様な用途に対応できる施設となっております。中央の棟、防災まちづくりセンターにつきましては、無料の休憩スペースに加え防災関連、観光情報のインフォメーション、東日本大震災の記録資料集の展示、防災関連製品等の展示をする予定でございます。右端の棟になりますが、こちらは男女のトイレと、その手前側に多目的トイレと授乳室を設けております。

資料の3ページをお開き願いたいと思います。併設されます備蓄倉庫の平面図と立面図になります。間口30メートル、奥行き116メートル、正面のシャッターより備品等の搬入を行う予定でございます。

次ページの入札結果をごらんになっていただければと思います。条件付一般競争入札としまして、4社からの申し込みがございました。入札の結果、株式会社深松組が落札しております。落札額が、税抜き5億8,000万円となっております。

下段の表、1番のセルコホーム株式会社の辞退につきましては、入札保証金の手続が間に合わず、辞退届けが出されたものでございます。また、3番・4番の株式会社みなと仙台営業所、株式会社ヤマムラ仙台支店につきましては、最低制限価格を下回ったため失格となったものでございます。

工期につきましては、平成28年3月31日となっておりますが、平成28年度に繰り越す予定でございます。仮契約といたしまして、12月1日となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第139号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【緑松会館避難施設大規模改修工事】

○議長（片山正弘君） 日程第24、議案第139号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第139号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する緑松会館避難施設大規模改修工事に関するものであり、去る11月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの

であります。

工事の内容につきましては、緑松会館を災害時に避難者を受け入れるための避難施設と、備蓄品並びに資機材などを保管する備蓄倉庫を備えた施設に改修するものであります。工期は、平成28年3月31日であります。平成28年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、議案第139号緑松会館避難施設大規模改修工事の工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

緑松会館を、災害時におきまして避難者を受け入れるための避難施設と、備蓄品を保管する備蓄倉庫を備えました施設に改修するものでございます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。施設の場所につきましては、県道奥松島松島公園線から蜂谷ストアの横の町道磯崎高城線に入りまして、町道磯崎北線と交差します東側に位置しております。

資料の2ページをお開き願いたいと思います。建物の概要につきましては、鉄骨2階建て、延べ床面積432平米の施設となっております。避難者80名の収容が可能となっております。また、1階部分につきましては、備蓄品を保管する備蓄倉庫に改修の予定でございます。

主な改修内容でございますけれども、実習室、こちらを台所を兼ねました実習室に改修を予定しております。また、事務室と物置の部分につきましては、倉庫に改修する予定でございます。また、台所を控室といたしまして、その奥の6畳一間の畳敷きのお部屋がありますけれども、こちらを多目的室といたしまして、フローリングに床を張りかえる予定でございます。また、ホール縁側の床、大広間の畳、あと全室の内壁等につきましては、新たに張りかえを行う予定でございます。また、凶面の右上の男女のトイレは、多目的トイレに改修いたしまして、浴室部分を男女のトイレに改修する内容となっております。

次ページの入札結果をごらんになっていただければと思います。条件付一般競争入札といたしまして、1社からの申し込みがございました。入札の結果、同事建設株式会社が落札しております。落札額が、税抜き価格で5,500万円となっております。

工期といたしましては、平成28年3月31日となっております。平成28年度に繰り越す予定でございます。仮契約といたしましては、12月1日ということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第140号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【磯崎漁港漁具倉庫建設工事】

○議長（片山正弘君） 日程第25、議案第140号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第140号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する磯崎漁港漁具倉庫建設工事に関するものであり、去る11月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事内容につきましては、磯崎漁港敷地に漁具を保管する漁具倉庫の建設を行うものであります。

工期は、平成28年3月31日であります。平成28年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目のA3の図面をごらんいただきたいと思います。漁具倉庫の建設場所につきましては、既に取り壊ししております旧カキ処理場の跡地となりまして、ほぼ同じ位置に建設となります。建物は、鉄骨づくり平屋建てで、建築面積は669.89平方メートルとなります。

次に、2枚目の図面をごらんいただきたいと思います。平面図でございます。図面の中に倉庫1・倉庫2・倉庫3とございます。倉庫2と倉庫3の間にエキスパンションジョイントが設置されます。倉庫1と倉庫2は同じ大きさでありまして、長辺が41.4メートル、短辺が7.2メートルでございます。倉庫3は、1辺が7.2メートルの正方形でございます。

次に、3枚目の図面をごらんいただきたいと思います。「A-A'断面図」及び「B-B'断面図」につきましては、倉庫1の断面図でございます。2ページの中の赤線の箇所の断面図でございます。屋根の屋上までの高さが4.53メートル、室内の天井のはりまでの高さが2.88

メートルの高さとなります。立面図につきましては、それぞれ①が東から見た立面図、②が西から見た立面図、③が南から見た立面図、④が北から見た立面図でございます。

次に、10ページの入札結果表をごらんいただきたいと思っております。入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものであります。7社入札申し込みがあり、1社が辞退。6社で入札を行った結果、第1回目の入札において4社が予定価格に達し、最低社である大和リース株式会社仙台支店を請負契約予定者としたものであります。また、仮契約につきましては12月1日に締結しています。

なお、工期につきましては平成28年3月31日としておりますが、平成28年度に繰り越しを予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第141号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【町道磯崎・高城線外避難道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第26、議案第141号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第141号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道磯崎・高城線外避難道路整備工事に関するものであり、去る11月27日入札に付し、議案のとおり請負契約締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、磯崎高城線工区、施工延長549.3メートル。蟹松避難路工区、施工延長91.8メートル。農協高城町駅線工区、施工延長266.1メートル、合わせて907.2メートルの整備を行うものであります。

工期は、平成28年3月31日であります、平成28年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目の位置図をごらんいただきたいと思います。今回の施工箇所につきましては、高城地区・磯崎地区に避難路として計画しております磯崎高城線・蟹松避難路・農協高城町駅線の3路線を整備するものでありまして、赤線の箇所がそれぞれの避難路の整備箇所となります。

次に、2枚目のA3の図面をごらんいただきたいと思います。磯崎高城線でございます。工事概要といたしまして、擁壁工・排水工・塗装工、附属施設工を行うものでございます。

平面図をごらんいただきたいと思います。起点が左上のナンバーゼロの県道奥松島松島公園線でございます。蜂谷ストアのところから緑松会館の前を通り、ナンバー8付近が十字路となりまして、下の段の図面ナンバー16のほうに向かってまいります。この下の平面図につきましては、終点に向かって右側が開水路となっております。右下にこの箇所の標準断面図を示しておりますが、ナンバー7プラス15.6メートルからナンバー17プラス8.6メートルまでの間、延長が約93メートルの開水路につきましては、幅1.2メートルの勾配可変側溝を敷設し、道路幅員を6メートルで整備をいたします。

次に、3枚目をごらんいただきたいと思います。続けて、ナンバー16のところからあかまインテリアさんの前を通り、坂を登ってそして下って仙石線の第2磯崎踏切のところを終点となります。全体の延長が549.3メートル、標準幅員といたしまして6メートルで整備を行うものでございます。

次に、4枚目をごらんいただきたいと思います。蟹松避難道路の図面でございます。工事概要といたしまして、階段工・擁壁工・排水工を行うものでございます。蟹松団地と町道磯崎高城線を結ぶ避難路でございます。道路部といたしまして、延長42.6メートル、階段部といたしまして延長49.2メートル、合わせて91.8メートルを施工するものでございます。

標準断面図をごらんいただきたいと思います。階段部につきましては幅員4メートルで、真ん中に1メートルの車道をつくり、車道の両脇に1.5メートルずつの階段を設置いたします。階段は奥行きが60センチメートル、蹴上がり高が15センチメートルでございます。道路部は、幅員4メートルで整備をいたします。

次に、5枚目をごらんいただきたいと思います。農協高城町駅線の図面でございます。工事概要といたしまして、排水工・舗装工・附属施設工を行うものでございます。平面図をごらんいただきたいと思います。起点が左上の県道奥松島松島公園線でございます。J A仙台松島支店のところから仙石線沿いの線路沿いに高城町駅方向に進み、高城薬局付近までの延

長266.1メートルを整備するものでございます。標準横断図につきましては、車道幅員といたしまして4メートル、両脇に1メートルの路肩を取っており、全幅6メートルで整備を行います。

次に、6ページの入札結果表をごらんいただきたいと思っております。この入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものであります。1社入札申し込みがありまして、1回目、2回目と入札を行いましたが落札には至りませんでしたので、株式会社NIPPON宮城統括事業所と随意契約の折衝を行い、見積書を提出していただいた結果見積金額が予定価格に達しましたので、請負契約予定者としたものであります。また仮契約につきましては、12月1日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年3月31日としておりますが、平成28年度に繰り越しを予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 議案第142号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【町道上竹谷高城線外避難道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第27、議案第142号工事請負契約について（提案説明）を議題いたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第142号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道上竹谷高城線外避難道路整備工事に関するものであり、去る11月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、上竹谷高城線工区、施工延長476.2メートル、光陽台幹線工区、施工延長120.0メートル、合わせて596.2メートルの整備を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。平成28年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目の位置図をごらんいただきたいと思います。今回の施行箇所につきましては、高城地区に避難路として計画しております上竹谷高城線と、光陽台幹線の2路線を整備するものでありまして、赤線の箇所がそれぞれの避難路の整備箇所となります。

次に、2枚目のA3の図面をごらんいただきたいと思います。上竹谷高城線工区でございます。工事概要といたしまして、排水工・舗装工・区画整理工を行うものでございます。

平面図をごらんいただきたいと思います。起点が左側のナンバーゼロの千葉スタンド側でございます。松島工区の前を通り、ナンバー16付近の国土交通省北上川下流河川工事事務所鳴瀬出張所のところまで、学校周辺で学生の通学路の安全のため、右上の標準横断図で示しておりますが、片側に2.5メートルの歩道を設置いたします。車道につきましては5.5メートルの整備となり、全幅員といたしまして初めての道路となります。

次に、3枚目をごらんいただきたいと思います。続けて、ナンバー16のところから高城町営住宅の前を通り、坂を登って行って松の杜団地のところが終点となります。高城町営住宅のところから終点までは、右上の標準横断図に示しておりますが、ここは標準幅員は6メートルで整備を行うものでございます。全体の延長が476.2メートルということになります。

次に、4枚目をごらんいただきたいと思います。光陽台幹線工区の図面となっております。工事概要といたしまして、擁壁工・排水工・舗装工を行うものでございます。光陽台から上竹谷高城線を結ぶ避難路でございます。この工区も学校周辺ということで、学生の通学の安全のため右上の標準横断図に示しているとおおり片側に2.5メートルの歩道を設置いたします。車道につきましては5.5メートルの整備となり、全幅員が8メートルの道路となります。全体の延長は120メートルでございます。

次に、10ページの入札結果表をごらんいただきたいと思います。入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものであります。1社入札申し込みがあり、その結果第1回目の入札において予定価格に達しましたので、株式会社阿部土木を請負契約予定者としたものであります。また、仮契約につきましては12月1日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年3月31日としておりますが、平成28年度に繰り越しを予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第28 議案第143号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【蛇ヶ崎排水区雨水管渠築造工事】

○議長（片山正弘君） 日程第28、議案第143号工事請負契約について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第143号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する蛇ヶ崎排水区雨水管渠築造工事に関するものであり、去る11月27日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、蛇ヶ崎排水区雨水ポンプ場に接続するための雨水管渠延長517メートルの工事を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。平成28年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

工事箇所につきましては、消防署側の仙石線ガード下付近より間坂のJRで整備した排水路までの延長517メートルの工事を行うものであります。

次に、資料2ページ目についてでございますが、現在仙石線側の土水路を内幅1.6メートルのボックスカルバートに変更し、松島産業さんまでの水道につきましては一部ボックスカルバートの箇所もございますが、内幅1.2メートルの大型フリーム、水路式側溝のことを言うわけでございますが、これを整備するものです。

3ページ目につきましては、東北本線側の水路で松島産業さんからJRで整備した箇所まで、内幅1.2メートルの大型フリームを整備するものでございます。

最後の資料の入札結果でございますが、入札方法は条件付一般競争入札を行ったものであります。公募したところ、1社から申し込みがあり、第1回の入札において予定価格に達し、奈良建設株式会社仙台支店を請負契約予定者としたものでございます。また、仮契約につき

ましては平成27年12月1日に締結しております。

なお、工期については平成28年3月31日までであります。平成28年度に繰り越す予定としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで若干の休憩をしたいと思います。2時15分まで休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

日程第29 議案第144号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第29、議案第144号平成27年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第144号平成27年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年12月1日付で第13回配分可能予定額通知のありました1事業に係る東日本大震災復興交付金事業等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。歳出につきまして、7ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、議員1名の欠員に伴い報酬・期末手当・政務活動費を精査し、減額するものであります。

8ページにわたります。2款総務費1項1目一般管理費につきましては、特別職人件費の精査並びに人事異動に伴う人件費等について補正するものであります。

13目施設管理費につきましては、高城コミュニティセンター及び初原コミュニティセンターに係る指定管理料について、指定管理料の算出根拠となる電気基本料金に変更が生じたことに伴い補正するものであります。

14目退職手当組合負担金につきましては、勸奨に伴う早期退職者の退職手当組合特別負担金

等について補正するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成27年12月1日付で第13回配分可能額通知のありました1事業に係る東日本大震災復興交付金、及び東日本大震災復興交付金基金利子について積み立てするものであります。

18目復興推進費につきましては、避難場所である美映の丘地区災害公営住宅防災広場のトイレ建設工事について補正するものであります。

4項1目選挙管理委員会費につきましては、公職選挙法の一部改正に伴う選挙権年齢引き下げに対応するため、選挙人名簿システムの改修業務について補正するものであります。

4目松島町長選挙につきましては、選挙に係る執行経費の確定に伴い減額するものであります。

10ページ、お開き願います。

3款民生費1項2目障害者福祉費につきましては、今年度の実績見込みに伴う障害者自立支援給付費の増及び平成26年度障害者自立支援給付費等の確定に伴う返還金について補正するものであります。

7目臨時福祉給付金費につきましては、平成26年度臨時福祉給付金給付事業費の確定に伴う返還金について補正するものであります。

2項5目子ども医療対策費につきましては、今年度より子ども医療費助成の対象を通院・入院ともに中学3年生まで拡大した影響もあり、当初の実績見込みより助成の利用が伸びていることから、今回補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、私立保育所を利用する保育児童に対する施設型給付費及び平成26年度保育緊急確保事業費の確定に伴う返還金について補正するものであります。

9目子育て世帯臨時特例給付金費につきましては、平成26年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費等の確定に伴う返還金について補正するものであります。

12ページをお開き願います。

6款農林水産業費2項2目林業振興費につきましては、当初計画していた松くい虫被害伐倒駆除量を上回ったことに伴う増、及びナラ枯れ被害については新たに大沢平地内にて被害が確認されたため、今回補正するものであります。

7款商工費1項3目観光費につきましては、西行戻しの松公園避難場所整備事業等の公営施設の整備とあわせた環境整備工事、及び富山観音トイレ設置工事に伴う文化財協議において、仕様変更が必要となったことにより執行経費を精査し補正するものであります。

8款土木費2項3目道路新設改良費につきましては、第13回配分可能額通知のありました松島地区の避難道路4路線に係る事業について補正するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の松島地区下水道施設移設事業に係る財源更正等に伴い減額するものであります。

14ページをお開き願います。

9款消防費1項1目非常備消防費につきましては、消防団員の増に伴う補正するものであります。

4目避難施設管理費につきましては、年度内に消費期限が切れる本郷備蓄倉庫の備蓄費について補正するものであります。

10款教育費5項1目保健体育総務費の町民グラウンドベンチ設置工事につきましては、平成27年9月25日にプロゴルファーの大山志保様よりご寄附いただいた寄附金を財源に、かつ寄附者の意向を尊重し、子供たちや町民のスポーツ推進と健康増進を図るための環境整備として実施するものであります。

6項1目幼稚園費につきましては、平成28年度より開始します松島第一幼稚園の3歳児教育に必要な教育用備品を購入する経費を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特例交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業の一般財源負担分について措置される見込額を補正するものであります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費及び施設型給付費に対するものであります。

2款1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました選挙人名簿システム改修業務に対するものであります。

7目東日本大震災復興交付金につきましては、平成27年12月1日付第13回配分可能額通知により補正するものであります。

4ページをお開き願います。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費及び施設型給付費に対するものであります。

2項5目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました松くい虫被害木伐倒駆除事業及びナラ枯れ被害木伐倒駆除事業に対するものであり、確定通知等に伴い補正する

ものであります。

6目商工費県補助金につきましては、歳出でご説明しました富山観音トイレ設置工事に対するものであり、財源を精査し減額するものであります。

17款財産収入1項2目利子及び配当金につきましては、東日本大震災復興交付金基金に係る利子収入について補正するものであります。

18款寄附金1項2目教育費寄附金につきましては、プロゴルファー大山志保様よりご寄附いただいた寄附金について補正するものであります。

19款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、平成26年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れするものであります。

2項4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災復興交付金事業2事業に対して繰り入れするものであります。

6ページにわたります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、平成26年度の宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金であり、過年度収入については平成26年度の障害者自立支援給付費等の確定に伴い補正するものであります。

22款町債1項4目商工費につきましては、歳出でご説明しました富山観音トイレ設置工事に対するものであります。また、松島運動公園（温水プール施設）指定管理業務、松島運動公園（管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等施設）指定管理業務、複写機リース（勤労青少年ホーム、海洋センター）、障害者等相談支援事業、ひとり暮らし老人等緊急通報システム管理業務、集会所指定管理業務について債務負担行為を設定するものであり、マイナンバー設置に伴う通知カード等裏書印字機器リースにつきましては9月定例会で議決をいただきましたが、入札不調に伴い限度額の変更が必要となったことから、債務負担行為の変更を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、歳入15款2項7目東日本大震災復興交付金に関連いたしまして、松島町復興交付金事業に係る第13回配分の内容について、資料に基づき説明をさせていただきます。

第13回申請につきましては、平成27年10月14日に交付金の事業計画書を提出しまして、平成

27年の12月1日に交付可能額の通知がございました。事業数は、資料記載のとおり松島地区避難路整備事業の1事業でございます。災害時に観光客及び住民等が三十刈避難場所、石田沢避難場所、西行戻しの松公園の避難場所に避難するための避難道路4路線を整備する事業となっております。これまで調査設計費、用地補償費、踏切工事費の配分を第3回、第4回、第5回、第7回、それぞれ受けておきまして、今回の第13回申請におきまして避難道路4路線の整備に係る工事費3億5,936万4,000円、交付金2億6,952万2,000円を申請し、申請どおり採択となっております。

なお、次回第14回の申請時期につきましては、平成28年1月下旬ころの予定となっております。

以上で、歳入に係る東日本大震災復興交付金の第13回配分の内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 災害公営住宅防災広場トイレ整備事業になります。資料により説明させていただきます。資料A3を見ていただきます。

事業の概要ですが、美映の丘に災害公営住宅整備いたしまして、その中で防災広場も整備いたしました。その中に、公衆用トイレを整備する事業でございます。建築概要は木造の平屋建てになりまして、建築面積につきましては3.31平米となります。この広場の南側に設置する事業になります。以上です。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、主要事業説明資料2をごらんいただきたいと思えます。富山観音トイレ整備事業になります。

次のページの資料をごらんください。574万5,000円の補正につきまして、特別名勝松島の現状変更協議において、宮城県より屋根の仕様の変更が指示され、ガルバリウム鋼板から本瓦ぶきへと変更したことで、大仰寺と同様の生け垣で建物を囲むようにとの指示があり、生け垣を追加したことが主な工事の変更となっております。

続きまして、主要事業説明資料3、ごらんいただきたいと思えます。西行戻しの松公園環境整備事業ですけれども、次のページの資料をごらんください。白衣観音、それから西行戻しの松公園の周辺の整備となりますけれども、老朽化した柵、それからあずまやの撤去、それに伴いまして擬木柵の設置、それから白衣観音に登ります舗装工事等々となっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、主要事業説明資料の4に基づき説明させていただきます。

事業名につきましては、松島地区避難道路整備事業でございます。東日本大震災により甚大な被害を受けた松島地区において、住民及び観光客を高台へ迅速かつ安全に避難させるため、避難道の整備を図るものでございます。今回、第13回の復興交付金の配分により、4路線の避難道路の工事費を補正するものでございます。

次に、A3の図面をごらんいただきたいと思います。赤く色を塗った箇所が、避難道路の整備箇所でございます。（1）の町道松島パノラマ線につきましては、左上に標準横断図を示しておりますが、現況は2車線の車道であります。新しく片側に2.5メートルの歩道を設置し、整備いたします。（2）の町道西行戻しの松公園線につきましては、4メートルの幅員で整備いたします。（3）の町道霞ヶ浦幹線と（4）の町道霞ヶ浦枝線につきましては、幅員6メートルで整備いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは資料5と資料6について、教育委員会のほうから説明させていただきます。

まず、資料5の町民グラウンドベンチ設置事業ですけれども、これにつきましてはプロゴルファー大山志保選手のほうから、子供たちや町民のスポーツの推進に役立ててほしいということで寄附がありました。教育委員会のほうで町民グラウンドのバックネット二つあるんですけれども、そのバックネットを両方とも、特に駐車場を増設したほうのバックネットですけれども、ここに今現在ベンチがございません。それから郵便局側、こちらについてももう既にベンチが朽ち果て気味になっておりますので、12メートルの大人で18人座ることのできるベンチを1塁側・3塁側それぞれ2カ所に設置を予定するものであります。

続きまして、資料6の松島第一幼稚園の備品購入事業ですけれども、今現在第一幼稚園3歳児の申し込みがもう既に定員20人に対して16人の方々から申し込みが入っております。この3歳児に向けて、机・椅子・ロッカー、それから玩具等こういったもの、それから3歳児が幼稚園で生活するのに必要な傘立てとかタオルかけとか、さまざまな小間物がたくさんありますけれども、そういったものを購入し、来年の4月に備えるものでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第30 議案第145号 平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号) について (提案説明)

○議長 (片山正弘君) 日程第30、議案第145号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第145号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、社会保険診療報酬支払基金へ納付する後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金を補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (片山正弘君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第31 議案第146号 平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第3号) について (提案説明)

○議長 (片山正弘君) 日程第31、議案第146号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第3号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第146号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の確定による精算金を補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計へ繰り出しするものであります。

また、介護保険システムリース及び介護保険システム中間サーバー接続機器保守業務について、債務負担行為を設定するものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (片山正弘君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第32 議案第147号 平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について (提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第32、議案第147号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第147号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、本年9月定例会において議決をいただいた東日本大震災復興交付金事業に伴う松島地区下水道施設移設事業に係る財源の一部について、震災復興特別交付税の対象外となることが判明したことから、その対象外分を地方債に振りかえるための財源更正を行うものであり、また人事異動に伴う人件費を補正するものであります。これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、議案第147号松島町下水道事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算書の7ページをお開き願いたいと思います。

2款事業費1項下水道建設費2目復興推進費の財源内訳でございますが、今回の補正は9月の定例会において議決をいただきました松島地区下水道施設移設事業に係る財源についてでございますが、復興交付金事業に伴う下水道事業の効果促進事業に対する財源の拡充措置については、事業費80%を復興交付金、残りの20%を震災復興特別交付税で措置されるものと思ひ込み予算計上をしておりました。ところが、11月に行われた地方交付税検査に伴う基礎数値の確認に際し疑義が生じ改めて県に確認したところ、拡充措置があるのは雨水排水対策事業のみであることが判明し、汚水管の移設については事業費の80%が復興交付金、12%が震災復興特別交付税、残りの8%については企業債の充当により措置されることがわかりました。本来、9月の予算計上時に気づくべきでしたが、今回改めて財源の補正予算を提案させていただく事態になり、大変申しわけございませんでした。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第33、議案第14号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第148号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、水道事業企業職員の退職に伴う職員退職手当組合特別負担金を補正し、水道事業費用の総額を5億9,624万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第34 議員提案第6号 松島町議会会議規則の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第34、議員提案第6号松島町議会会議規則の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 議員提案第6号松島町議会会議規則の一部改正について、提出理由のご説明を申し上げます。

今回の規則の一部改正につきましては、昨今の社会情勢を勘案し、国会、都道府県議会、市議会の規定等を参考に、女性議員が出産を理由に欠席できるよう、議会における欠席の届出の取り扱いに関して出産の場合の欠席の届出について新たに規定するものであります。

議員各位のご審議のほどよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（片山正弘君） 議案について提出者からの説明が終わりました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、14日午前10時です。

大変ご苦勞さまでございました。

午後2時41分 散会